

## 令和5年第2回砂川市議会定例会

令和5年6月23日（金曜日）第4号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第 2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

#### 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算  
[予算審査特別委員会]

### ○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君

副議長 小 黒 弘 君

議員 是枝貴裕君  
伊藤俊喜君  
高田浩子君  
中道博武君  
沢田広志君  
辻 勲君

議員 石田健太君  
山下克己君  
鈴木伸之君  
水島美喜子君  
武田 真君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上 守
病院事業管理者	平林高之
総務部長	板垣 喬博
兼会計管理者	
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田 貢
経済部長	野田 勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東 正人
指導参事	堤 雅宏

教 育 委 員 会 技 監                    徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長                    川 端 幸 人

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長                    板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長                    野 田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長                    為 国 修 一

事 務 局 次 長                    安 武 浩 美

事 務 局 主 幹                    斉 藤 亜 希 子

事 務 局 係 長                    野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。暑い方は上着をお脱ぎください。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算の6件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第2号から第5号、議案第7号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第2号から第5号、議案第7号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、一般会計補正予算の関係で総括質疑をさせていただきたいと思います。大きくは3点であります、それに併せて細かい点もあるかと思しますので、1回目の質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、3款民生費、2項児童福祉費、ここには乳幼児等、ひとり親家庭等医療に要する経費と子ども医療費無料化に要する経費ということで800万2,000円の予算が計上されておりますし、また市長の市政執行方針の中でもこれに関連して方針が出されているところでもありますので、このところから1点ずつお伺いをしたいと思います。まずは、これは子供の医療費の無料化についてということですので、医療費無料化の対象となる人数はどのようになっているのか、1点目に聞かせていただきたいと思います。

さらに、医療費の無料化に向けて実施していくに当たっては、財源が必要となってくるかと思しますので、財源についてどのように考えられているのかを伺いたしたいと思います。

3点目に、今回は8月からの実施と、さらには来年4月からの実施ということで、それに合わせて要する経費も計上されておりますけれども、何ゆえに段階的に実施することになったのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

続いて、大きな2点目といたしましては、10款教育費、6項給食センター費の中に学校給食費無償化補助金3,667万9,000円の予算が計上されております。まさに学校給食費の無償化に向けての取組かと思しますが、先ほどお話をさせていただいたように、これも市長の市政執行方針の中でも述べられておりますので、このことについて何点かまずはお伺いさせていただきたいと思います。1点目といたしましては、対象となる小学校児童、中学校生徒数は何人ほどいらっしゃるのか。また、給食でありますから、食数は何食予定されているのかお伺いをいたします。

2点目に、学校給食費の無償化については財源が必要となってくるかと思しますので、財源についてはどのように考えていただけるのかをお伺いしたいと思います。

3点目に、就学援助制度による給食費扶助がありますが、今後無償化によりどのようになっているのかをお伺いいたします。

4点目に、8月から来年3月までですけれども、無償化するのでありますが、学校の新年度は4月からで、遑って実施は考えていなかったのかについてお伺いをいたします。

5点目に、給食費の決定や徴収方法など、その他給食センターの運営について砂川市教育委員会の諮問に応ずるため、砂川市学校給食センター運営委員会が置かれておりますが、無償化に伴い、これはどのような形になっていくのか、対応も含めてお伺いをしたいと思います。

大きな3点目といたしましては、これは歳入なのでありますが、歳入で22款市債、1項市債についてですが、ふれあいセンター空調設備整備並びに海洋センター暖房設備改修

事業では緊急防災・減災事業債を利用し、南地区コミュニティセンターやひまわり保育園、そしてふれあいセンターほかの照明LED化改修事業では脱炭素化推進事業債を利用することとなっておりますが、これらはどのような内容の事業債であるのかお伺いしたいと思います。もう一点、市内には福祉避難所とされている施設があると思われませんが、指定している福祉避難所と言われる施設は市内には何か所あるのか、そして福祉避難所とされているのはどのような施設なのか、これについてお伺いをしたいと思います。

以上、1回目の質疑とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から医療費の無料化について順次ご答弁申し上げます。

初めに、医療費無償化の対象となる人数についてというご質問でございますが、令和5年8月診療分から新たに無料となる対象人数につきましては、令和5年3月末時点の推計で課税世帯の小学生と所得制限対象世帯の小学生及び未就学児を合わせて500人強と見込んでおります。また、令和6年4月診療分から新たに対象範囲を拡大し、無料となる対象人数につきましては中学生、高校生等を合わせて700人を超えるものと見込んでおり、合計で1,200人を超える方が対象になると考えております。

次に、財源についてはどのように考えているかというご質問でございました。医療費無料化の財源につきましては、子育て支援の観点から、補正予算書の財源内訳にも記載しておりますが、今年度は社会福祉事業振興基金から繰入れを行ったものであります。今後においても主な財源として基金からの繰入れにより事業を継続してまいります。

次に、医療費無料化の時期が段階的になる理由ということでございます。対象者の区分等により無料化実施のために必要となる手続や準備作業が異なるところでありますが、できるだけ早期の制度拡充、開始について精査し、助成対象の拡充部分が比較的少ない小学生、未就学児につきましては令和5年8月に無料化を開始し、新たに助成対象範囲を拡大する中学生、高校生等につきましては準備期間を要することなどから令和6年4月に実施することとしたところであります。

令和5年8月から小学生及び未就学児の全てを無料化してまいります。課税世帯の小学生の自己負担を1割から無料にする部分につきましては従前より受給者証の交付を受けている方が対象であるため、改めて受給者証の交付申請は不要であること、また受給者証の発行処理や資格管理などを行う福祉医療システムの改修につきましても比較的軽微な改修で対応可能であることから、例年受給者証を更新している時期と同様に7月中には新しい受給者証を交付できるものであります。また、助成対象を拡充し、同じく令和5年8月から助成対象とするこれまで所得制限により助成されていない小学生及び未就学児を無料とする部分につきましては、新たに受給者証の交付申請が必要であり、その手続や福祉医療システムの改修作業等に期間を要することもありまして、新たな受給者証は10月から

使用できるものを交付する予定であり、その交付は9月中になると想定しておりますが、8月の制度開始から9月末日までに万が一通院等が必要となった場合には一時的に医療費をご負担していただくこととなりますが、領収書を添えて申請していただくことで後日直接助成することとしております。また、新たに対象範囲を拡大した中学生、高校生等の無料化につきましては、既に助成対象である、もしくは8月に助成対象となった現在の小学6年生を除いて新たに受給者証の交付申請が必要であることから、対象人数も600人を超える数となりますので、交付申請に関連する事務等の対応、また対象範囲拡大に伴う福祉医療システムの改修につきましても規模が大きくなることから、相応の準備期間が必要でありますので、令和6年4月から開始することとしたところでございます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、私から、給食費の無償化について5点ほどご質問がございましたので、順次お答えいたします。

1点目、対象となる小学校児童、中学校生徒数及び食数は何食を予定しているのかについてであります。小学校は531人、中学校は335人であり、計866人、8月以降の食数は小学校は7万9,696食、中学校は4万7,192食であり、計12万6,888食を予定していたものであります。

2点目の財源につきましては、子育て支援の観点から、補正予算の財源内訳にも記載しておりますが、今年度は社会福祉事業振興基金から繰入れを行ったものであります。今後においても主な財源として基金からの繰入れにより事業を継続してまいります。

3点目の就学援助制度による給食扶助があるが、今後無償化によりどのようになるのかについてであります。このたびの無償化については、学校給食費を負担している保護者の負担軽減を図るための措置でありますので、就学援助を受給している保護者につきましては従前より給食扶助により支援を受けているため、新たな支援はありません。

4点目の8月から無償化するが、学校の新年度は4月からで、遡って実施は考えていなかったのかについてであります。無償化を8月からとした理由について、できるだけ早期の子育て支援の実現を目指すものであります。保護者が負担する学校給食費は既に6月分まで各学校が保護者の口座から引き落としを終えている状況にあります。また、引き落としする給食費も夏休みや冬休みなどの給食を食べない時期を考慮して月ごとの額を平準化しているものの、年間の引き落とし回数は行事等を勘案し、学校によって異なっております。したがって、この6月までで一旦この引き落としを終了し、7月に給食費の精算処理を行うことで小学校及び中学校の全てが統一されることとなりますので、8月からの実施としたところであります。以上により、遡及適用することは考えておりません。

5点目の砂川市学校給食センター運営委員会が置かれているが、無償化に伴いどのようになるのかについてであります。砂川市学校給食センター運営委員会は、共同運営を行う上砂川町、奈井江町、浦臼町、本市を含む1市3町の学校長、教頭、PTAの代表及び学

校薬剤師会の委員で構成され、給食費の決定や徴収方法等、その他給食センターの運営について市教育委員会の諮問に応じ、審議、答申する機関であります。今回の無償化の措置は学校給食費の負担が保護者から市に移行するもので、無償化の影響で給食費が変わるものではないこと、また学校給食費の無償化は既に上砂川町、浦臼町が導入済みであることから、本市教育委員会としては運営委員会へ諮問する必要事項ではないと考えておりますが、今月の28日に定例の運営委員会を開催しますので、補正予算成立後は本市の無償化について報告する予定であります。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは、歳入予算の市債のうち、緊急防災・減災事業債及び脱炭素化推進事業債、この2つの起債の内容、また福祉避難所についてのご質問だと思いますので、ご答弁申し上げたいと思います。

初めに、緊急防災・減災事業債は平成23年度から28年度までの時限措置として創設されたもので、東日本大震災に係る復興、創生、さらに防災、減災、国土強靱化の推進のため、令和7年度まで延長されており、緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業が対象となっております。事業としては、消火栓、非常用電源、指定避難所の空調設備などが対象となり、起債充当率は100%、元利償還金の70%が交付税措置されるものであります。本予算におきましては、福祉避難所であるふれあいセンターの空調設備工事及び指定避難所である海洋センターの暖房設備改修工事の財源として計上しているところでございます。

また、福祉避難所についてでありますけれども、福祉避難所につきましては避難所に避難後、高齢者や障がいのある方、妊産婦など共同生活が困難な方が避難所として利用する場所ということで、要件としましては障がい者用のトイレを完備している、あるいは車椅子等も使用されますので、バリアフリー化されている、それから耐震基準を満たす施設ということで、現在市内ではふれあいセンター、北地区コミュニティセンター、南地区コミュニティセンター、砂川遊水池管理棟の4か所を指定しているところでございます。

次に、脱炭素化推進事業債であります。脱炭素化事業につきましては昨年公共施設等適正管理推進事業債の対象事業として新たに加えられており、国のGX、いわゆるグリーントランスフォーメーション実現に向けた基本方針において地域脱炭素の基盤となる重点施策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、置き換わる形で新たに創設されております。対象事業としては、公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業であり、省エネ改修、LED照明の導入などが対象となっております。事業対象期間は令和7年度まで、起債充当率は90%、元利償還金の50%が交付税措置されるものでありまして、今補正予算におきましては各公共施設、南地区コミュニティセンター、ひまわり保育園、ふれあいセンター、地域交流センターのLED化の改修工事の財源として計上しているも



のであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1回目の質疑に答弁をいただいたところなので、2回目の質疑をさせていただきたいと思います。

まずもって子供の医療費無料化についての質疑をさせていただいた部分については、答弁をいただいたところなのかと。対象人数についてもどのような形なのかと大変私も知っておきたい部分があったと思いますが、それで医療費無料化の対象人数についてお話がありましたけれども、今現在既に乳幼児等医療費助成をしている対象者、子供たちもおりますので、この子供たちが何人いて、それを合わせると総数で大体何人になるのかも2回目で教えていただければと思います。また、財源については繰入金の中の社会福祉事業振興基金を活用している。その中には子育て支援といった項目があるということは分かっています。

何ゆえに段階的に実施することとなるのかということでお伺いさせていただいたところでもありますけれども、強いて言うと受給者証発行に当たっての交付申請の手続だとかを含めて結構手続上の複雑さがあるのかと思っております。年度というのは我々は4月から動いていますけれども、このような形というのは4月からではなくて、年度の期間というのが申請が始まって、受給者証の発行期間といった部分もあるのかと思っております。そういったことから関連してお聞かせいただきたいと思うのですが、来年、令和6年4月からは中学生、高校生も無料化していきまじょうと、それに向けての準備をするために今回は予算もシステム改修等においては約200万ほどの計上もされているところなのですが、基本的に4月から実施するということは、本来は手続上4月ではなくて、受給者証を申請、交付、発行という部分があると思うのですが、こういったことで考えると本来だと例えば8月ぐらいからとか期限が取決めの期日というのがあると聞いているのですけれども、そうすると今のお話を聞いていると本来は来年4月からではなくて8月ぐらいから動かなければいけない部分を4月から実施と言われていましたので、ある部分では前倒しということをはよっとしたら市長も考えられているのかと私はお話を聞きながら推測であったのですけれども、前倒しですとなれば、対象となる中学生、高校生の無料化ですから、いち早く利用できるといったことについては大変いいことなのかとは思っております。そういったことについてももう少し詳しく聞かせていただけないかと思うのですが、お願いをしたいと思います。

それで、先ほど財源のことについてとか対象となる子供たち、中学生、高校生の児童生徒の人数等も聞かせていただきました。今回の補正予算で提案されているのはあくまで8月から来年3月までということは、これは8か月間しかないのですけれども、8か月間の中で拡充される部分の医療費扶助ということで予算で出されておりますが、そこでも分かるのであれば聞かせていただきたいと思うのですが、基本的には私どもは4月から翌年

度の3月という考え方をしながら、年間ベースでどのぐらいの費用が必要とされるのかといったことも私的には重要な要素なのかと思っているものですから、年間ベースで考えた場合の医療費の扶助金額はどのぐらいを想定されているのか、担当でもし押さえていることがあるのだったら、この機会にお伺いしたいと思っております。

大きな1つ目については以上としまして、2つ目の学校給食費無償化補助金の関係であります。児童生徒の人数について、これは今ほど報告いただいたようにこのとおりの人数だというのはホームページを見させていただいても若干載っていますから、同じなのだと。ただ、食数については、今回3,600万ほど予算計上されておりますけれども、食数がどうしても押さえ切れない部分があったので、小学校は7万9,696食とおっしゃったのかな、中学校が4万7,192食、合わせて12万6,888食ということであったのですから、この辺は大体見えてきました。ただ、我々どうしても、今回6月議会の議案書の中には令和4年度事務報告書といったものがあるので、事務報告書の給食センターのところを見て、食数だとか給食費金額が出ているものですから、そういうのも見ながらいた関係で、ある部分ではもう少し今回提案されている予算に合わせての食数等を聞かせていただければということでお伺いさせていただきました。財源についても先ほどの医療費無料化と同じように繰入金の社会福祉事業振興基金を活用してということで、まずはこのことについては分かりました。

今回提案されている金額の中には、私が先ほどお聞かせいただいたように就学援助制度を利用して給食費を扶助されている方たちもいらっしゃるのですが、この方たちが果たして入っているのか、入っていないのかといったことが確認も含めて知りたかったので、そうすると給食費扶助をされている方たちは今回の3,600万何がしかの予算の中には入っていないと私は理解させていただきましたので、そういう形なのかと思っています。事務報告書によると、令和4年度の就学援助制度の給食費扶助額自体は132人が対象で714万九千何がしかの金額が計上されているといったことで、かなり大きな金額になっているのかと改めて感じさせていただきました。

残念ながら4月まで遡っての実施は考えていないということと、改めて給食センターの運営委員会、答弁をいただきながら受け止めたのは、砂川の給食センターはそうなのです。上砂川、奈井江、浦臼の学校給食も含めて対応しているということで、そういう人方も含めて運営委員会のメンバーになっているということと、入っている地域も含めながら給食費の決定とか徴収方法、これが諮問されながらの検討なのかと思っています。ここところは無料化になっていくのですから、今後給食費の徴収方法を運営委員会に諮問する云々はどういうことになるのかと思っていたものですから、答弁をいただきながら私はその辺は理解をさせていただきたいと思えます。

そこで、2回目の質疑に入っていくのですが、今ほど1回目を通して分かってきた部分はあるのですけれども、先ほど事務報告書の話をしていただきました。今回は学校

給食無償化補助金 3, 667万9, 000円の計上で、私たちが知ろうとしたら、先ほど言ったように事務報告書の給食センターのところを見させていただかないと分からないといったことから、最初は驚いたのです、私は。学校給食調理食数や学校給食費金額、事務報告書においては4、5、6、7月の1期分と8、9、10、11、12月の部分と翌年の1、2、3月と分けた数字が計上されておりましたから、これを見ながら3, 600万で終わるのだろうかと思っていたものです。というのは、事務報告書に載っている数字だとか内容と、今回計上された金額が違う部分があるのですけれども、そうすると事務報告書に載っているものと大きな違いが見られるということなものですから、これは確認も含めてどのように違いがなっているのか、もう少しこの辺を詳しくこの機会に説明していただければありがたいと思いますし、それと先ほど医療費の無料化においても同じように質疑させていただいていますけれども、今回は8月から来年3月までの8か月間の予算計上でありますので、であれば1年間、要は年間ベースで考えた場合の学校給食無償化補助金はどのぐらいの金額になっていくのか、これは想定される部分でいいですけれども、聞かせていただきたいと思っております。

続いて、私はそれぞれ医療費の無料化、給食費の無償化の財源についてもどういう形かとお聞かせいただいておりますけれども、この機会にもう少し詳しく聞かせていただきたいと思っています。社会福祉事業振興基金を活用していくことは分かりました。恐らくこの基金の原資はふるさと応援寄附金、ふるさと納税の関係なのかとも思っておりますが、そこでお聞きしたいのですけれども、子供の医療費の無料化、学校給食費の無償化を持続的に取り組んでほしいと強く私は思っておりますけれども、そのためには財源の裏づけや確保がしっかりとなされていかなければいけないものだと思います。ですから、もう少し詳しく、これをどのように考えているのか、さらに詳しくお伺いをさせていただきたいと思っております。

続いて、大きな3点目ではありますが、今回市債の関係で出ていたので、ふと思ったのです。というのは、緊急防災・減災事業債を見ていたときにふれあいセンター空調設備整備が載っていて、私はそもそもふれあいセンターは今まで空調設備が整っていないくて、西日が入って大変な苦勞の中で職員の方たちも暑い中仕事をされたり、また新型コロナウイルスワクチン接種で私も何回かお伺いしましたが、暑いなど、いろいろな工夫をされておりましたけれども、やっとうこういった形になるのだと思いましたが、なぜふれあいセンターが緊急防災・減災事業債の対象になるのかと疑問に思っていました。私が聞かせていただいた中の福祉避難所といったところで、福祉避難所なのですね、ふれあいセンターは。そもそもふれあいセンターは高齢者と健康センターの複合施設であると私は受け止めておりますから、そういった部分では対象になるからこそ今回は緊急防災・減災事業債を活用して空調設備の整備となるのだと改めて、私自身そこまで思いつかなかった部分があったので、大変申し訳ないと思ったのですけれども、海洋センターについては避難所としては分

かっておりましたが、活用できることで分かりました。

ただ、これはあくまで参考でお話だけさせていただきます。果たしてこれがそうなのかどうか。令和3年に災害対策基本法の関係の施行規則が改正されて、市町村は指定福祉避難所を指定したときは、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者などを特定する場合にはその旨、その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとするとうたわれていて、私は市のホームページから何からずっと調べていっても砂川市の福祉避難所は出ていなかったの、それで今回聞かせていただいたところであります。これはあくまで参考としてでありますので、今お話をした点は担当でどういう形になっているのかももう少し精査しながら、もし必要であれば公示し、また公表できる部分があれば考えていただきたい。それはお話をするだけで、このことについては終わりたいと思います。

今回の事業債の関係で改めてもう一つ分かったのは基本的にこの2つの事業債は令和7年度までということで、ただ緊急防災・減災事業債については答弁いただいたように東日本大震災からの流れ、ああいう大変な災害があったといったことからの動きがあって、毎回期限が切れるたびに延長もされているということで、今回は延長されて令和7年度までとなっております。それと脱炭素化推進事業債、これも令和7年度となっております、今回予算書を見させていただくと例年になく照明LED化改修関係の項目が結構多いなど、そういった部分でまさに脱炭素化推進事業債の活用があるのかと思っていますので、今後令和7年と区切りがされている部分がありますから、来年度、再来年度と計画的に、まだ照明LED化改修すべきところもありますので、その辺は今後のことということでご検討いただきたいと思います。

以上、2回目の質疑はこれで終わります。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 2回目の質問を何点かいただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、医療費の無料化の対象人数でございますけれども、全体の対象人数というご質問でございました。1回目の答弁で拡大部分の対象人数が小学生以下で大体500人ぐらい、中高生で700人を超える数で、1,200人を超える数というご答弁をしました。既存の対象となっている子供さんが500人程度いらっしゃいますので、全体では1,700人ぐらいになるのではないかと考えております。

次に、中高生等を無料化するのが令和6年4月からということで、この受給者証発行のスケジュール感というご質問でございました。議員ご指摘のとおり、受給者証を発行するのは例年8月から使えるものを7月中に発行して、8月から7月までという1年間の有効期間を設けているところでございます。新たに対象を拡大した中学生、高校生等を8月からということにしますと、それまで小学生が中学生になるのが4月ですので、4月から8月までといいますとその空白期間が生じてしまいますので、年度の切替えのタイミングで

4月からにするのが切れ目なく助成ができるということで、中高生等につきましては4月からスタートするということをございます。

次に、3点目で中学生、高校生等までの医療費助成の範囲を拡大した分について全体的に市の独自で負担する年間の費用でございますけれども、高校生等まで助成対象範囲を拡大した年間の費用につきましては、今年度までをベースに推計したものでございますけれども、既存の助成対象分につきましては約1,800万円程度で、拡大分につきましては約2,000万で、合計で約3,800万程度と考えております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 それでは、給食費の無償化について2点ほどご質問がありました。

初めに、計上した予算と事務報告との関係であります。事務報告は、令和4年度の1年間における学校給食センターの稼働状況を記載したもので、現在共同運営をしている1市3町に調理提供した給食の総数について記載したものであります。また、事務報告は小学校、中学校ごとに記載しておりますが、児童生徒のほか、教職員などの学校職員も給食の提供を受けておりますので、この数字も含まれております。補正予算は子育て支援として市内の児童生徒に係る費用の計上となりますので、事務報告と比較しますと少し差が生じるようなこととなります。

次に、学校給食を無償化した場合の1年間の費用でありますがおおよそ6,000万円となります。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 私からは医療費の無料化及び給食費の無償化の事業、こちらについては持続的な取組とするためには財源の確保あるいは裏打ちといったものが必要ではないかということで、今後の財源の見通しという部分でのご質問かと思っておりますので、私のほうでご答弁を申し上げたいと思います。1回目の答弁で医療費の無料化及び学校給食費の無償化の財源についてそれぞれ担当部署より、今年度については子育て支援の観点から社会福祉事業振興基金からの繰入れを行いまして、今後においても主な財源としては基金からの繰入れにより事業を継続していく旨の答弁をしたというところをございますけれども、財源となっている基金につきましては市民の皆様からのご寄附などのほか、ふるさと納税によりいただいた寄附金を寄附者の方の意向に沿って総務費、民生費、教育費寄附金として受け、まちづくり事業基金、社会福祉事業振興基金に積立てをし、後年次にそれぞれ目的に合った臨時事業に充当することで活用させていただいているところをございます。来年度以降高校生等18歳以下までに対象を拡大した際の医療費の無料化に係る年間の費用というのは今ほどご答弁したとおり約3,800万円、学校給食費の無償化に係る年間の費用は約6,000万円ということですので、合わせますと年間約9,800万円の財源が必要ということになるかと思っております。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、令和4年度は寄附金額が12億円を超える応援をいただき、順調に推移しているところでありますし、令和4年度末の基金残高についても大きな変動はなく、順調に運用ができています。また、市の歳入全体としましてもここ数年は地方交付税の予算上振れ等もありまして、地方交付税、それに市税にふるさと応援寄附金を加えた自主財源は増加傾向でございます。また、歳出では、高齢者、子供、障がい者等への扶助費につきましてはほぼ横ばいで推移していることなどから、今後においても制度が大きく変わらない限りは健全な財政運営が行えるものと考えているところであります。今後におきましても全庁的に施策、事務事業の取捨選択やスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、有利な補助金制度や過剰対策事業債といった充当率及び後年次の交付税算入率の高い地方債を最大限活用しながら事業を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほどそれぞれ医療費の無料化、学校給食費の無償化、さらには財源確保についての詳細なことを含めて答弁いただいたところであります。私自身もこれはしっかりとした政策として持続的にやっていただきたいという思いもありますから、先ほどお聞きしていると医療費については約3,800万ほど、学校給食費無償化については年間ベースであくまで推計だと思うのですが、6,000万で、合わせると約9,800万ほど、これは年間ベースということは、今後いろいろな諸事情もあるかもしれませんが、大体毎年このぐらいの金額が必要になってくるのだと改めて私自身実感もさせていただきました。かなり大きい数字だと受け止めさせていただいております。そういった中で、今ほど財源の確保についても種々答弁をいただいて、説明いただきました。今の段階では健全な経営をしているのだという一言で私は受け止めなければいけないのかと思ったのですが、話であったようにこれからいろいろな諸事情、変化もあるでしょうし、変わることもあるかと思っておりますので、この辺はしっかりと担当でもやっていただきたいと思っています。

総括質疑は3回しかできませんので、ここで改めて飯澤市長に、質問ではなくて質疑なので、考え方も含めてお聞かせいただきたいと思っております。今回提案されている子供の医療費の無料化、学校給食費の無償化の取組自体については私自身も大変重要な政策であると考えております。もちろん市長自身もこれは将来の砂川のあるべき姿を目指して、そして強く思っていることであるということからも提案をされていると思っておりますので、そこで改めて、提案をされて今後実施していくに当たっても持続的に実施されていかなければいけない。財源の確保等については今ほども答弁で説明もありましたけれども、そういったことも考慮しながらしっかりと取り組むべきと私は改めて考えておりますので、これは市長にとっては政策の一丁目一番地であるということからも市長の取り組む姿勢並びに決意も含めてここで、最後の質疑になりますけれども、聞かせていただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 今ほど沢田議員から決意ということでお話がありました。私も執行方針の中でも子育て支援政策、それについては充実させるということでお話をさせていただいております。まず、子育てする方々の経済的な負担を少しでも少なくする。少しでも子育てする上での不安を解消する。そこに着目をしておりました。議員御存じのとおり、扶助費、こういったことを一度支援しますとなかなかやめられないというのが扶助費の性格でございます、これは決断するには決意が要ったところでございます。本来であれば、国において今次元の異なる少子化対策ということで進めておりますので、市町村間でそれぞればらつきがあるのではなく、同じようにどこに行っても同じような支援を受けられるというのが理想だとは考えます。しかしながら、少子化は喫緊の課題ということで、砂川市における出生率、これは今年の二十歳を祝う集い、このときには対象者が160人を超えておりました。その中で、今年4月の小学校の入学者というのが84名だったと記憶しております。昨年、一昨年等の出生数を調べますと70人台から80人程度、言ってみれば20年間で出生数が半減している。そこにもってきまして、18歳以下の人口につきましても令和4年度には1,767名、これが10年前の18歳以下の人口と比べますと700人ほど減少しております。これは、国の施策を待つだけではなくて、砂川市として早期に実施して、少しでも少子化に歯止めをかけたい、そのような思いでございます。

財源につきましては、今ほど総務部長からもありましたけれども、令和4年度、昨年度ですね、交付税が56億円、寄附が12億円、市税が20億円、一般的に言われる自由に使える一般財源が89億円程度でございます。これは、平成25年には交付税が48億円、寄附はほぼなかったような状況で、税は21億円と、合わせますと69億円、約20億円この10年間で一般財源が安定的に確保されている状況でございます。昨今コロナの支援等々ありまして、国でも大きな国債を発行したり予備費を使った事業を展開しておりますので、これについての借入れがかなり大きくなっていると認識しておりまして、この反動がどこで出てくるかというのも分かりませんし、過去にありました三位一体改革で交付税が大きく減らされたということもございます。まず、そのようなことがない限り、基本的にはこの事業については継続して支援させていただきたいと、そのように思っております。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

[挙手する者あり]

○議長 多比良和伸君 ただいま挙手のありました議員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

議案第1号の総括質疑を続けます。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） 私は、1点について総括質疑をさせていただきます。

市長は執行方針において、市内各団体による実行委員会を組織し、実施する盆踊り大会等の各種イベントに対し支援を行うと述べられています。このたび4年ぶりに開催される盆踊り大会については、私も大変喜んでいて一人でございます。夏の砂川を盛り上げる盆踊り大会がコロナ禍や運営を担う商店会の方々の高齢化により開催の打切りになっていったとのことで、私も当時商店会の方々から運営が厳しいので、続けられないと伺っており、残念に思っておりました。今回は市から、夏の大事なイベントで、経済活性化や伝統文化の継承に向けても続けたいと体制づくりに着手したと伺っておりますが、そこで3点について伺います。

1、実行委員会には14団体で、砂川市も入っているようで、大会実行委員会も既に開催されているようですが、コロナウイルス感染症が5月8日に5類に移行されましたが、規模は4年前のような市内外参加の復活のようにできるのでしょうか、伺います。

2点目として、市長は支援をしまいたいとのことですが、市としてどのようなことを考えているのでしょうか、伺います。

3点目に、今後砂川の夏の風物詩として続けていけるのでしょうか、お伺いします。

以上、1回目の質問です。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、私から、今ほど質問のありました盆踊り大会につきまして3点ほどご質問があったと存じますが、順次ご答弁申し上げます。

1点目、コロナ禍前と同様に市内外から広く参加を促すイベントとして開催できるかという点につきましてご答弁申し上げます。砂川納涼盆踊り大会につきましては、5月23日に実行委員会が設立され、8月12日に砂川市買物駐車場にて子供盆踊り、市民おどり、仮装盆踊りなどが予定されています。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更となり、この変更と併せて国の基本的対策方針及び業種別ガイドラインが廃止されたことから、イベント開催における北海道の要請につきましても5月7日をもって終了し、5月8日以降、基本的な感染対策につきましては自主的な判断に委ねることを基本に、それぞれが必要な感染対策に取り組むこととなっているところであります。なお、感染状況につきましてはまだ注意しなければいけない状況ではありますが、市内14団体が連携してまち全体で盛り上がるイベントとして、さらに市内外から多くの方が参加して楽しめるイベントとして開催できるよう取り組んでまいります。

次に、2点目、砂川納涼盆踊り大会に対する市の支援内容についてご答弁申し上げます。



市の支援内容につきましては、このたびの補正予算における観光協会補助金の事業費補助金により支援することとしております。また、5月23日に設立されました実行委員会に市として参画し、さらには若手職員を中心に運営のお手伝いとして関わるなど、市職員の積極的な参加を促すとともに、多くの市民の参加を促すため、様々な媒体を活用した効果的な周知に努めるほか、イベントの成功に向けて何ができるかを実施団体と協議してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目、砂川納涼盆踊り大会が砂川の夏の風物詩として今後とも継続して実施していけるかについてご答弁申し上げます。実行委員会では、これまで市内で実施されたイベントが中止となってきた主な要因はイベントを実施する役員の後継者不足であると考えていることから、今後とも持続可能なイベントとして実施していくために、参画している14団体それぞれの強みを生かし、役割分担をして実施することとしております。また、盆踊りの再開に関し、実行委員会では今までの取組をベースに何か新しいことを取り入れていきたいとのことでありますので、市といたしましてもこの盆踊りが子供から年齢の高い方まで楽しんでもらい、その年の家族の思い出の1ページとなるような、また毎年心待ちにできるような楽しいイベントとして次年度以降も継続できるよう協力していきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、2回目の質疑なのですが、今答弁をいただきまして大体分かりました。それで、私もというか、市民の皆さん、市の職員の方も以前はにぎやかに、2日間で2,000人ほどが市内外から来て、仮装盆踊りを中心に豪華な景品もありましたし、その当時は。そしてまた、長年、30年近くですか、続けてこられたということで、私も当時は日ハム会というのがありまして、今はまたすばらしい日ハム会ができていますが、社会福祉協議会の職員の方が募金もしたいということで、日ハムのグッズがたくさん当時はあったものですから、一緒にブースをお借りして、そこで募金活動もしながら、本当ににぎわって、社会福祉協議会を助ける一助にもなったのかと思っております。今回は14団体ということで、市の重要団体といいますか、ほとんどの団体がこのように協力してやっているということで、若い人を中心に今後も続けていけるということだったので、よかったと思っております。

前回中止になっていた。私はその中心の方にもいろいろ思いも聞いておまして、復活できるということは、名前は変わるのですが、よかったと喜んでおりました。それで、全市的などという部分もあるのですが、今回やることになった背景も今一度お伺いしたいと思っておりますし、また同じように子供盆踊りとか仮装をされるということでありました。これだけの規模のイベントですが、今までは2日間続けておまして、雨が降ったときは次の日に延長できたのですが、今回1日ということですが、もし大雨でも降ったらどうということになるのかと懸念をしているので、そういったことをお伺いしながら、14

団体ということでされるのですが、内容についても今一度お伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 内容についてというご質問でした。まず、日程からお話をさせていただきます。8月12日土曜日16時から20時の時間帯で開催する予定となっております。内容といたしましては、子供盆踊り、開会セレモニー、市民おどり、それから砂商連の抽せん会、盆踊り、仮装盆踊り、最後に仮装盆踊りの表彰式と閉会セレモニーという流れとなっております。雨天の場合でございますが、13日に順延する予定でございます。ただ、13日も雨天となってしまった場合につきましては、やむを得ませんが、中止になります。

以上です。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 (登壇) 6月定例会での補正予算における総括質疑は、市政執行方針に基づき、予算の有無にかかわらず政策的な事項を含めて大綱的な質疑を行うことができるとお聞きしておりますので、私からは議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算について市政執行方針に基づき1点総括質疑をさせていただきます。

市長の市政執行方針の中で、企業にとって最大の経営資源は人材であることから、人材育成への支援を継続するとともに、従業員の各種資格取得に対する支援、さらに従業員の定着に資する取組について検討を進めていくと述べられていますが、今回の補正予算には予算化されていないことから、各種資格取得に対するどのような支援策をどのようなスケジュールで進めていく予定なのかをお伺いいたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) ただいま質問のごございました市政執行方針の産業の育成と雇用の確保における具体的な支援策をどのように考えているかについてご答弁申し上げます。

これまで市といたしましては、市内企業における人材不足を解消し、人材定着、人材育成を図るため、若年者就労支援事業として、市内企業に就職した新入社員を対象に研修を実施するとともに、砂川高校の生徒と市内企業を結びつけるためのジョブスタート事業を実施しているほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の設置する中小企業大学校が行う研修に参加する場合、受講料を全額補助しているところであります。

昨年企業訪問では、採用や従業員の定着についてお聞きしたところ、募集しても応募が来ない、採用しても中途退職が多い、有資格者が高齢化しており、世代交代ができていない、また若手従業員が資格を取得していないなどの声が多く聞かれ、少子化、若年者の市外流出、高齢化率の上昇により人手不足が深刻化している状況であります。砂川の元気の源は市内企業の活力であることから、雇用の促進や定着、地域産業の振興を図るため、企業訪問を通して市内企業の現状と課題の把握に努めながら、効果的な施策について検討

を進めているところであります。これらを勘案し、市内企業が取り組む免許、資格取得等に関する人材の育成に支援することも有効な手段と考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 1回目の答弁では企業活動の中で必要とする資格取得を行う従業員がいた場合、企業に対して助成を行うという流れなのかとお聞きしましたが、確かに企業にとって人材育成というのは大事なことであり、例えば有資格者がいないとできない事業、仕事というのももちろんございますので、そういう人材の業務上の知識や能力が向上するという取組については大変市の経済の活性化にもよい影響を与えるのかと考えます。しかし、今現在、先ほどちらと触れてはいたのですけれども、そもそも人手不足ですとか後継者不足、そういうことに悩んでいる企業が多く、こちらが喫緊の課題なのかと考えております。また、人生100年時代と言われておりますけれども、勤めていた会社を退職した後も働き続けなければならないという高齢者の方も多くおりますし、また今コロナ禍で職を失った方ですとか、非正規雇用から正規雇用に何とか仕事を探していきたいという方もたくさんいるのではないかという状況において、再就職を目指す方に対するケアというか、そういうことも今後必要になってくるのかと考えます。

ハローワーク滝川さんで令和5年4月に滝川管内の雇用情勢をお知らせしているのですけれども、有効求人倍率は1.01ということでバランスが取れているのですけれども、全てではないと思うのですが、例えば資格等があれば優位であると思われる専門技術職、こちらの状況を見ると企業側の求人数485人に対して求職者数、こちらは217人となっており、企業側の求めに当てはまる人材が足りていない状況がうかがえるのかと見ております。これから企業に採用されるために必要な資格を取ろうとしている方やキャリアアップを目指す方、そういう方、自ら資格取得を目指すような方もいらっしゃると思うのですけれども、企業内の人材育成だけでなく、企業にとって経営資源である人材を確保するということが今後大変重要なのかと考えます。今後予算を計上していく際に、現に企業にお勤めの方ということも大事なのですけれども、広く資格取得を目指す方、そういう方も対象に加えて制度を拡大していくことが必要ではないのかと考えますが、そのような検討をこれまで行ってきたのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 資格取得のそういう支援をすることについて検討してきたかどうかというご質問だったと思います。まず初めに、市内を回って企業の方から聞いた内容からお話をさせていただきますと、資格を前提に募集をかけたときに来てくれる方がいない。なおかつ、それで資格の条件を外して下げてもまだ来ないのだということを伺ったことがあります。ですので、短絡的に市民の方に直接資格の支援をすることで防止できるかどうかというのは、その話を聞いただけでは判断がしかねるところがございました。実は2023年の中小企業白書の中で、役員、社員に対して資格取得の機会を提供してい

る企業は提供していない企業に比べて売上の増加率の水準が高い。資格取得の機会を提供しているほうが売上の増加率の水準が高いという報告が出ています。それらを考えますと企業を経由した人材育成は企業の成長も促すということで相乗効果があると考えておりますので、現在のところ企業を支援して人材育成を行うほうがよろしいのではないかと考えているところでございます。

2010年の労働政策研究・研修機構の労働政策研究報告白書によりますと、国家資格で293、民間資格で134とされておりまして、科目や等級を詳細にしますと1,546種類あるという、ちょっと古い資料であります、それぐらいの種類の資格があると書かれております。どのような業種にどのような資格が必要で、どのように支援するのが効果的なのかということは、これから検討を進めていくために調査研究をしていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 山下克己議員。

○山下克己議員 今ほどのご答弁ですと資格条件をつけるとなかなか来ないと、応募がないというお話もございましたけれども、ということであればますます資格を取らせるというか、資格を取った方が増えていけばより求人に対して求職、うまくバランスが取れていくのかと思うところでございます。個人へ資格取得を支援する場合に、恐らく取得後に他市町村へ、資格は取ってしまったけれども、転出してしまう可能性ですとか、転職するとか、職場で取らせたら逆に違う会社へ行ってしまったりとか、いろいろな可能性は否定できないとは思いますが、しかし市内に住んでいるだとか、市内に就職した場合に支給するなど一定のルールを策定したり、運用の方法を考えたりすればある程度は防げるのかと思いますし、そもそも何もしなければ、せっかく就労意欲があつて資格を取ろうという方が仕事のあるまちなどに転出してしまふということも起きるのかということもありますので、要件などをつけることで逆に砂川に住み続けていただくということにつなげていければいいのかと考えております。

また、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援する雇用保険加入者を対象とした教育訓練給付制度、これなどもございますけれども、そういうものとうまくリンクさせていけば、例えば一般教育訓練というものであれば講習などの受講費用の20%が支給されますので、残りの部分を、全部か一部かは分かりませんが、市で負担するなど補完する形で行っていけば市の負担を軽減する中で実施することもできるのかと思います。恐らく現在のところは市は企業への支援を中心に考えていると思いますけれども、もっと枠を大きくしていけば企業と働く人とのマッチングなど雇用に関する問題解決にもつながっていくのかと思います。企業や働く人、求職者のニーズの把握のためにも、例えばハローワークさんなどの関係機関とぜひ連携などを進めて、ニーズの把握などもそういうところを通じていろいろできるのかと思いますので、そういう必要があるのかと考えますけれども、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今後の資格取得に関して、さらに市の考えはというご質問かと思えます。先ほど申し上げましたとおり、また重ねた答弁になるかもしれませんが、資格には様々な種類がありまして、どういった形の業種がどのようなものが必要かというものもあるかと思えます。そういった資格をどう取らせたらいいのかという課題もありますので、それに向けてまず調査研究を進めていく必要があると。また、どうやって支援するのが一番効果的なのかということも併せて調査研究を進めながら、また今ほど申し上げていただきましたハローワークさんですとか、または先ほど申し上げました中小企業関係の機構ですとか、そういったところと連携しながら有効な手だてを考えていきたいと考えているところでもあります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、市政執行方針及びそれに関連する議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算について大きく2点について質疑いたします。

大きな1、駅前地区整備事業について次により伺います。

（1）市政執行方針によれば新たに用地取得をするとのことでしたが、その具体的内容及び実施設計への影響について。

（2）補正予算中の商工費、駅前地区整備事業費、実施設計委託としてバリアフリー化のためエレベーター設置等に係る実施設計の追加設計が計上されていますが、その具体的内容及び追加設計による工事工程、事業費への影響について。

（3）この用地取得及びエレベーターの追加設計後の実施設計について、いつ頃までに議会等に示されるのか。

（4）市政執行方針によればイベントや物販をはじめとする各種事業の実施に向けた具体的な協議とありますが、その詳細について。

（5）物販についてどのような形式で行うのか。有人なのか、無人なのか、一時的なものなのか、恒久的なものなのか、施設内の設置場所等はどのように検討しているのか、その詳細について。

（6）特に中心市街地から離れた地域の市民にとって駅前地区整備事業については関心が薄い状況にあります。市の認識と周知方法等の対応について。

（7）どのような人が利用するのか、どのようなイベントや物販を行うのか等、施設の実実施設計をする以前に施設の利用目的等を明確にしておけば現時点でこのようなバリアフリー化等の追加設計を行うこと及びイベントや物販の内容をこれから検討するという事態にはならなかったと考えます。確かに基本設計においては基本コンセプトとしてにぎわいと魅力を生むまちの居場所が限られてはいますが、具体的な施設の運用、トイレの運用をどうするのか、物販やイベントの実実施主体等については方向性が定まっていなかったように思います。なぜ実施設計以前に施設の運用等の具体的なコンセプトを明確にしなかった

のか、その理由について。

大きな2、公営住宅整備についてであります。これは、市政執行方針中、公営住宅等長寿命化計画に基づき、宮川中央団地の内部改修工事のほか、共用部階段手すり等設置工事等と記載され、補正予算中において土木費の住宅費、改良住宅の管理に要する経費に計上されているところですが、次により伺います。

(1) 公営住宅等長寿命化計画によると計画期間は令和4年から13年までであるところですが、今回の事業については何を重点に置いて事業手法を選定したのか伺います。

(2) 公営住宅等長寿命化計画に基づき実施する内部工事、宮川中央団地の共用階段手すり等設置工事について、砂川市公営住宅等長寿命化計画中の事業年次プログラムと異なる部分があれば、その詳細と理由について。

(3) 公営住宅等長寿命化計画中の事業年次プログラムにより令和5年に本来実施が予定されていた北光団地、寺町団地、東町団地の共用階段手すり等設置工事等が実施されなかった理由及びそれら団地の工事はいつ実施されることになるのか。さらに、砂川市公営住宅等長寿命化計画全体への影響について。

以上、第1回目の質疑といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 (登壇) それでは、私から駅前地区整備事業の関係についてご答弁申し上げます。

初めに、用地取得による実施設計への影響についてであります。用地取得を進めております北西側の用地につきましては昨年まで整骨院が営業していた土地になりますけれども、以前は整骨院の営業は続けていくとお話をお聞きしていたところではありますが、昨年に土地所有者から整骨院は廃業するので、砂川市に購入していただきたいというお話があり、本市といたしましても駅前施設に隣接しており、一体の敷地として整備できる土地であることから、土地の購入に向けて協議を行うこととしたところでございます。現在土地所有者と土地売買に向けて協議を進め、合意を得ているところでありますので、今回の追加設計においてその場所を含めた施設北側敷地の一体的な整備について設計を行い、実施設計に反映していくこととしたところでございます。

次に、エレベーター設置等に係る追加設計の具体的内容についてでございますけれども、追加設計の内容といたしましては、実施設計において施設の段差を解消するためスロープを設置したところではありますが、東西の段差が2メートルほどあることから、距離が長くなり、利用される方にとって最適なものとはなっていないこと、また議員各位をはじめ、市民などから不便ではないかという意見をいただいたことから、より利用者の利便性向上を図り、誰もが安全、安心に利用できる施設となるよう、スロープに代えてエレベーターの設置について設計を行うとともに、施設北側敷地の整備についても再度設計を行う予定としております。また、エレベーターの設置及び施設北側敷地の整備に伴いまして全体的

な面積、レイアウト調整が必要となりますので、それらに併せて思いやり駐車場などについても再度検証し、さらなる利便性向上につながる見直しが可能なものについては変更していきたいと考えているところでございます。

次に、追加設計による工事工程、事業費の影響についてでございますけれども、追加設計に伴う今後のスケジュールといたしましては、今回の追加設計業務につきましてはおおむね4か月程度を見込んでおり、本年7月から10月までを予定し、設計完成後は建設工事に係る予算を12月定例会に上程する予定としております。予算成立後は、入札契約業務を進め、工事期間は令和6年2月から令和7年3月までを予定し、令和7年4月中には供用開始するスケジュールを現在想定しているところでございます。また、事業費につきましては、追加設計の中で詳細な事業費を積算していくこととしておりますが、現在想定している事業費といたしましてはスロープに代わる建物構造の変更を含めたエレベーター設置費で約4,000万円程度を見込んでおり、またスロープの削減に伴い延べ床面積が減少となりますが、エレベーターを設置する場合においても延べ床面積を増やす必要がありますので、その面積増加経費を含めるとおおむねスロープの設置と同程度の事業費を見込んでいるところでございます。そのほか、施設北側敷地の整備を行うことなどにより事業費の増加を見込んでいるところでありますので、全体事業費といたしましては、詳細な積算前でございますけれども、実施設計で公表している事業費よりも増加を見込んでいるところでございます。

次に、用地取得、追加設計後の実施設計についていつ頃議会等に示されるのかというご質問だと思っておりますけれども、用地取得につきましては現在売買契約に向けて協議を進めているところでありますので、協議が調い次第常任委員会に報告したいと考えております。また、追加設計業務につきましては、本年10月末を完成予定として業務を進めてまいりますので、予定といたしましては11月の常任委員会に報告をしていきたいと考えており、併せて広報すながわ等においても市民周知を行ってまいるところでございます。

続きまして、イベントや物販をはじめとする各種事業の実施に向けた具体的な協議の詳細でございます。施設の利活用につきましては、各団体等から個別に意見をお聞きしながら取り組んでまいりましたが、イベントや物販、各種事業を実施していくためには民間の方々の協力、連携が必要不可欠でありますので、各団体等に参画いただく協議会を立ち上げ、具体的な実施事業や施設運営などについて協議を進めていくこととしております。具体的な協議内容といたしましては、今までにビアガーデンや複数の個店が集まるイベント、そういう意見がありましたので、それらを実現していくために実施主体や規模、またどのような形でしていくのか、さらにはにぎわいを創出し、商店街の振興、活性化をさせるためにはどのようなイベントなどの事業が実施できるのかを協議してまいります。また、物販についても対面での販売や自動販売機での販売などいろいろな販売手法が考えられますので、具体的な手法について協議を進めていくこととしておりまして、令和5年度末ま

では具体的な実施事業の内容及び実施時期などを決定していきたいと考えているところでございます。

次に、特に中心市街地から離れた地域の市民にとって駅前地区整備事業については関心が薄い。市の認識と周知方法についてというご質問だったと思いますが、駅前地区整備事業につきましてはこれまで基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の策定時などにおいて定期的に広報すながわへの掲載のほか、市ホームページにおいても情報を発信してきたところでございます。本事業は、中心市街地に訪れることのなかった市民に対し、訪れるきっかけづくりを行い、商店街、中心市街地の活性化につなげる事業でありますので、より多くの方に興味を持ってもらい、このエリアを訪れていただけるよう、物販をはじめ、カフェやイベント企画など、魅力のある施設になるよう民間と行政が一体で協議を行っていくほか、今後も定期的に広報すながわや市ホームページにおいて情報発信を行い、市民周知に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、なぜ実施設計以前に施設の運用等のコンセプトを明確にしなかったかということですが、実施設計以前の基本計画、基本設計において施設コンセプトを定め、策定するには市民ワークショップや関係団体に意見をお聞きしながら、様々なイベントなどの開催や物販、会議などにも対応できるよう設計を進めてきたところでございます。イベントや物販に関する具体的な内容が今回の追加設計の直接的な要因とは考えておりませんが、実際のイベントや物販の実施に当たっては民間の方々の協力、連携が必要不可欠であり、これまで個別に利用が想定される団体等と協議を続けてきたところでございます。イベントなどの具体的な実施内容の整理までは至らなかったところでございます。今後は、今までの協議の中で集約した意見を踏まえ、具体的な事業の実施に向けて民間と行政が一体となって取り組んでいくこととしているところでございます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 私から、公営住宅整備につきまして3点のご質疑になろうかと思っております。ご答弁申し上げます。

初めに、どのように重点を置いて事業を選択したのかについてであります。改良住宅の管理に要する経費につきましては、業務委託が1件、改修工事等が4件となっており、業務委託以外は令和3年度に策定しました砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき予算計上したところでございます。基本的には同計画における事業年次プログラムに基づいて事業を選択しておりますが、対象となります団地の老朽化の度合いですとか空室の状況などを総合的に勘案しまして本年度の対象団地を決定したところであります。

次に、同計画に掲載されております事業年次プログラムと異なる部分について、あるいは具体的な理由についてであります。公営住宅の改善工事につきましては同計画に基づいて実施しておりますが、事業年次プログラムに掲載されております実施計画戸数につきましては当該年度の社会資本整備総合交付金の採択状況、あるいは全体の事業費や改善箇



所の状況を検証しながら、その年度の事業内容を調整しているところであります。計画におきましては、本年度東町団地、寺町団地、北光団地、宮川中央団地の各一部を対象としていたところでございますが、近年の建築資材等の価格高騰等の影響もございまして、検証を進めた結果、団地の規模が一番大きく事業年次プログラムにおきましても令和10年度まで長期にわたって計画されております宮川中央団地でも一番古い住棟の西7条の1号棟から6号棟までを中心に本年度は実施することとしたものでございます。

続きまして、同計画に掲載されております事業年次プログラムにより本年度本来実施が予定されておりました北光団地、寺町団地、東町団地の共用階段の手すり等設置工事が実施されなかった理由と今後いつ実施されることになるのか、あるいは計画全体への影響でございますけれども、これまでご説明してまいりました理由によりまして、今回の予算におきましては北光、寺町、東町団地の共用階段手すり等設置工事を計上しなかったところでございます。本年度実施できなかった工事につきましては、来年度以降における社会資本整備総合交付金の採択状況ですとか全体の事業費を検証しながら決定していく考えでありまして、共用階段手すり等設置工事につきましては全体の計画期間内に対象とする全団地への実施が可能であると見込んでおりまして、計画全体に対する影響はないように進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次駅前地区整備事業から2回目の質疑をしていこうと思うのですけれども、用地の購入の件は分かりました。

2点目の予算関係についても予特で確認できるところがあるので、2点目については分かりました。

議会報告についても、その都度委員会等で報告があるということで分かりました。

4点目のイベントや物販に関する事業の実施に向けた具体的な協議ということなのですが、協議会を立ち上げるという答弁だったのですが、この協議会が主体となってこれをやっていくという理解でいいのかという確認をまずさせていただきたい。以前の議会議論でゆうのイベントと重複しないイベント、にぎわい創出、商店街振興、活性化に資するものというイベントを考えているような議会議論があったと思うのですけれども、そうしますと具体的な内容は基本的にはその協議の中で決めていくということであって、現時点では大まかなイメージ等がつかめていないのかと思ったのですが、この辺ゆうのイベントと重複しないにぎわい創出、商店街活性化等に資するものという、もう少し具体的なイメージがあれば伺いたいのと、企画の主体がこの協議会なるものが主体になってくるということでは理解していいのか、その確認をさせていただきたい。その協議会の名称等、単なる協議会でないとは思いますが、名称等はどうか。あるいは、指定管理者の話も以前ありましたけれども、指定管理者が主体になるのかも含めて、この辺まだ企画の主体等がはっきりしない部分がありますので、もう少し明確にさせていただきたいし、ま

だ今現段階で明確でないのであればいつ頃までにそれが分かるか、それはもう答弁があって、令和5年末まででしたか、ということもあったと思うのですが、もう少し具体的に伺いたいと思います。

それから、物販の関係だったのですけれども、私がこの物販で気になっているのは他県の事例でして、今般補助事業は導入しない事業ですけれども、補助事業を導入したような施設で補助目的と違うのでないかというトラブル、あるいは物販についての契約関係、不透明な契約でトラブルが生じたという、他県の似たような施設であったものですから、この辺物販関係はもう少し細かな整理がいるのかと。例えば駅前施設において何らかの物販、このようなものを販売しては駄目ですよとか、この辺今の段階できちんと整理されているものがあれば伺いたいのと、それと契約形態です。誰がそれを販売するのですかという細かな部分の現時点で答弁できるもの。あるいは、物販について市の関与、どのような形でそれは関与していくのかについてももう少し細かなところを伺いたいと思います。

それと、市民の関心の部分なのですけれども、今般統一地方選挙の中でいろいろな人に意見を聞きますと、興味はないよと、私は使わないですよという方が高齢者に特に多いという印象を受けておまして、議員である私もその必要性について説明が難しいということでもあります。これまでも議会議論において、例えばトイレの24時間化をしたらいいのでないかとか、あるいはバリアフリーについても3月議会でバリアフリー化を徹底したほうがいいのでないかという議会からの提案があったところではありますけれども、その答弁については不可能であるとか無理であるという答弁が繰り返されてきたという経過がありました。

今般バリアフリーについてはしっかり対応していただけるという柔軟な対応を見せていただいたのですけれども、いずれにせよ、その施設をどう使うのか、何のために使うのかという目的が抽象的過ぎたのかと私は思っております。私は道の駅を造れと言うつもりはないですよ。例えば道の駅を造るのだということであれば、こういう施設になるのだというイメージが恐らく市民の中でもつかみやすいと思うのです。ですけれども、先ほど私も最初の質疑で言っていました基本的な最初の設計段階の基本コンセプトも非常に抽象的で、何に使えるのだろう、あるいはこれは市民に向けた施設なのか、それとも外から来る人のための施設なのか、そこが受け手である市民の皆さんの中でもなかなかイメージができなかったのが恐らく無関心の重大な要因だったのではないかと私は思います。私は途中で関わってきた。議員に復活したのは途中からですから、初期段階の議論は精査できていない部分もあるのですけれども、そうした部分の目的があまりにも抽象的だったのが市民がイメージをつかめない原因だったということと、これから物販なりイベントなりが今後協議会を立ち上げながら、こういうことをやっていくのですということが分かってくれば、その辺のイメージ不足といいますか、現実にもどのように使っていくのが恐らく分かってくるとは思うのですけれども、現時点でもかなり抽象的だと。これから考えるのですという

答弁が多かったと思いますから、この辺は周知、広報も当然これまでもやってきたのは分かっていますけれども、もう少し市民にとって分かりやすい、具体的なイメージがつかめるようなものを今後広報していく。先ほど答弁で物販、イベントについて幾つか細かい部分があったと思うのですけれども、こうした部分の周知をしていく考え、予定はないかを少し伺いたいということと、今の市民の無関心を挽回していくにはそういった部分の広報、周知の仕方が私は重要ではないかと思っておりますので、もう少し具体的に答弁いただきたいということでもあります。

それから、7点目、このコンセプトを明確にしていなかったのが、それが要因。6、7は関連していますので、まとめて伺いたいと思うのですけれども、今般バリアフリー化で改善が見られたのは非常によいことなのではございますけれども、ただハードとしては、用地買収もバリアフリー化も含めて、恐らくこれでコンクリートされることになると思うのですけれども、今後施設が完成した後、ハードウェアが固まった後にもこういう運用をしてほしいのだとか、こういう使い方ができるのでないかという様々な市民の意見等は恐らくいろいろ出てくると思うのです。例えば以前議会議論でもありましたけれども、トイレの運用は24時間がいいのではないかという、令和4年第2回定例会ですか、議員から24時間活用できないかという質問があったときに、それは無理なのだという答弁だったと思いますが、考えれば中央公園に現状古い公衆トイレがありますけれども、今後公園の長寿命化計画によればあと二、三十年使えそうな雰囲気はあるのですが、あれはと使えないと思うのです。さすがにバリアフリー化も徹底されていないし、そこにバリアフリー化が徹底されたいトイレができたのに、中央公園のトイレはどうするのだ、恐らくそういう素朴な疑問が市民の中からも出てくると思うのですよ、完成後に。

そういった部分も含めて、運営に関してもハードの部分についても多くの市民の提案等がたくさん出てくるということが想定されるのです。そうしたものを受け止めるといいますか、協議会、団体中心なのかとは思っているのですけれども、そうした多くの市民の声を受け止めるような仕組みです。今から考えておられるのか。今のところはイベント、物販ということで考えているのだというお話があったと思うのですけれども、運営等についても今のうちから考えているものももしかしたらあるのかと私は考えているのですが、現時点でそういう想定されているものがあれば、そうした完成後の運用、運営について市民の意見、あるいは地域の人たち、経済界含めていろいろな方の意見を受け止めるような仕組みについて今の段階で用意しているものがあれば、それについてぜひ伺いたいと思います。

それから、大きな2点目の再質疑でありますけれども、何を重点に置いて選定したのかということなのですが、基本的に御存じのとおりといいますか、先ほど答弁でありましたけれども、砂川市の公営住宅の長寿命化計画というのがございまして、基本的にこれに大体書いてあると、全て書いてあると私は認識しておりました。砂川市においてたくさんの公共施設がありますけれども、その中で最大のストックがあるのが公営住宅ということで

ありまして、公営住宅をいかに長寿命化させていくか、修繕していくのか、そして現状高齢化が著しい状況でありますから、高齢化に対応したバリアフリー化をどう改善していくのかは市政において非常に重要な課題であることは言うまでもないということで、現状の公営住宅等長寿命化計画においても各種分析及び修繕、そして福祉対応、バリアフリー化に向けた改善ということで事細かく今後の令和4年から13年にかけての細かな事業計画が記載されているわけであります。

それを踏まえて今般の市長の市政執行方針、予算でしっかり対応していくのだと私は理解したのですが、気になるところは1、2、3それぞれ関連しているので、まとめて再質疑になると思うのですが、総合的に先ほど判断という答弁がありました。よく役所で使う言葉です。総合的に判断、当然それは私も分かるのですが、では基本プログラムは何だったのですかとなるのです。このプログラムは私は非常によくできていると思っておりますし、細かな年次の基本計画、この計画の中の55ページから細かな修繕、改善の計画が記載されているところなものですから、非常に細かくよくできていると、恐らくは施設の耐用年数等に応じてそれぞれの修繕、改善というのが細かく計算されてこれはつくられているのだと思っておりますので、これが恐らくベースでやっていくのだという認識でいました。

ただ、今般集中的にやるのだということでもありますけれども、私はこれは各団地で一番望まれている事業の一つかと思っておりますよ、バリアフリー化。例えば北光団地にせよ、東町団地にせよ、寺町団地にせよ、どこも高齢化が著しい状況でありまして、2階に上がるまで大変なのだということは私以外の議員の皆さんもいろいろお話を受けているのではないかと思います。私もたまたまある市内の団地に行ったときに、入り口にいたら人が来て、その方は病院の帰りで、私の知らない人だったのですが、足の調子が悪いのだということで、そもそも入り口に入ることからして大変な状況で、しかも足を傷めているのだということで、そのときはご家族もいたので、2階に住んでいる方だったのですが、私も見守っていたのですが、非常に危うい感じだったものですから、私は一応介護の資格も持っていますので、どうかなどは思ったのですが、2階まで介助のお手伝いをしたのです。2階まで上がるのも大変な状況で、手すり等があったら非常に助かると。それを受けて、私は実は6月定例会に向けて、特定の団地ということではなくて市内全体の公営住宅のバリアフリー化の話を一般質問しようかと考えていたところでもあったものですから、詳しく調べていたという状況もありました。

そこで、プログラムと異なる部分、(2)の部分で伺いたいのですが、確かに交付金の状況によっては事業の実施の前後というのは私にも当然分かるのです。それは、財源ができれば単費でやるのではなくて補助金、助成金を使いながらやるというのは当然取り組む砂川市の課題だとは思っておりますけれども、私がどうしても気になるのは、ではこのプログラムは何だったのですかとなるのです。きちんと計画どおりにしっかり組

まれて、これを見ていきますと、共用部の手すりに限定した話になってしまいますけれども、令和5年度は北光団地は108戸、東町団地は150戸、寺町団地36戸、北光団地改良60戸、宮川中央団地125戸、計486戸で手すりの改良をするのだという計画になっておりまして、私は正直別にこのままでよかったのではないかと思うのです。というのは、今回それでやっつけてしまえば北光団地と東町団地と寺町団地はこれで終わってしまうのですよね、手すりの改良事業が。ですから、団地ごとに対応していくのだということであれば、小さいところからしっかり対応していくという、私はそういう計画づくりなのかという認識でいたものですから、手すりをつける事業自体が悪いとは私は一切言うつもりはないのです。ただ、このプログラムに従ってきちんと年次に応じてしっかり計画的にやっているということであって、他の団地の方も私たちの団地はいつやってくれるのだらうと、気になると思うのです。一応計画にはありますけれども、少し遅れるみたいですねと私は言わざるを得ないのですけれども、それについては非常に望まれている事業でありますから、ここは市でしっかり説明責任があるのかと私は思います。

諸般の事情で総合的に判断して、ほかの団地は後になりましたと言ってもなかなか理解が難しいかと私は思います。総合的判断と言ってしまうとそれまでなのですけれども、もう少し具体的に、例えば私が思ったのは団地を宮川中央を集中的にやることによって、このプログラムで実施するよりも事業費等を節減できるのだということであれば非常に納得がいきやすいのですよ、なるほどそうですねと。ただ、現段階では総合的に判断というだけと言われてしまうと何とも言えない。このプログラム自体がそもそも専門の技術職等がしっかり練ってつくった計画だと私は認識しているものですから、それを飛び越えて総合的に判断したというのはどういう判断なのかということはいくら対象事業となっている団地にお住まいの方にも分かりやすくぜひ説明していただきたいということでありまして、2回目の質疑としては総合的判断の内訳は具体的にどのように、あるいは数字の根拠等があればぜひ細かいところでお伺いしたいということでもあります。

あとは残りの部分、いずれ実施して、残りの部分は計画期間中、平成13年の計画期間中に実施するというので、外的要因によって実施年度は恐らく変わってくるというのは理解いたしました、プログラムどおりに実施しなかったことについての説明責任という、もう少し具体的に詳細な、総合的判断ということではなくて、できれば数字等の根拠があれば、それに基づいてきちんと説明していただきたいということでもあります。長寿命化計画全体については影響がないということでもありますから、その辺をもう少し具体的に説明責任を果たしていただきたいという部分について再質疑とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて総括質疑を続けます。

武田真議員の総括質疑に対する答弁を求めます。

経済部審議監。

○経済部審議監 畠山秀樹君 それでは、駅前施設整備事業に関しまして4点ほど再質疑がありましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず、協議会の関係でございます。協議会におきましては、各団体等に参画していただきまして、今までの意見を踏まえ、具体的な実施事業や物販に関することについても協議を進めていくこととしているところでございます。協議会の名称といたしましては、今現在は仮称であります。砂川駅前施設運営協議会としていく予定であります。それと、協議会での協議内容といたしましては、イベントや物販についての具体的な内容、また手法、実施時期等について協議を行うこととしておりまして、協議会の実施主体につきましては事務局は砂川市が行っていくところでございます。また、ゆうと重複しない活用についてということでありましたけれども、それらについてもこの協議会で協議していくこととしているところでございます。

次に、物販の関係でございます。物販につきましては、施設建設に当たりまして補助金を受けて整備した施設などについては商品の販売などの営利目的の使用について制限があるものもあるところでございますけれども、当施設におきましてはそのような補助金を活用していく予定はございませんので、今のところ法的な制約はないところでございます。また、施設といたしましても物販に対してある程度の基準を設けたいと考えているところでございますけれども、できる限り自由度のあるものとしていきたいと思っておりますので、施設としても特に制限を設けるということは考えているところではございません。また、物販の具体的な内容、手法につきましては今後協議会で決めていきたいと考えているところでございます。

次に、市民周知に関してですけれども、今後の市民周知といたしましては、今回の追加設計が完成した時点で平面図を用いての施設紹介や事業スケジュールなどを周知していきたいと考えております。また、建設工事が着工いたしましたら、着工のお知らせや工事の進捗状況を定期的に情報発信をしていく予定としております。そのほか、イベントや物販などの事業が具体化してきましたら、それらについても施設情報として発信をしていきたいと考えているところでございます。

それと、供用開始後市民の意見を反映できるような仕組みづくりというご質問でございましたけれども、先ほどの答弁でもお答えしておりますけれども、これから協議会を立ち上げて具体的な協議を進めていくということでお話をさせていただきましたが、この協議会については供用開始後も継続して施設の運営等について協議をしていただくことと予定しているところでありますので、また施設の供用開始後については年間を通じて利用者満

足度やニーズ等のアンケート調査をオンラインなどを活用して行ってまいりたいと考えておりますので、その結果を踏まえて施設改善や実施状況の見直しなどについて協議会で協議をしていただく予定としておりまして、毎年施設運営や改善点の把握ができるような仕組みを現在考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 公営住宅の整備につきまして2回目のご答弁をいたします。

令和3年度に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画におきましては、向こう10年間にわたるストック住宅の改善方法等について検証を行い、年次ごと、団地ごとに計画を策定してまいったところでございます。一方で、計画を策定してきました時期に比べましても、その後建築資材等の価格高騰が進み、また社会情勢の変化もあり、対応業者の状況もだんだんと厳しくなってきたという状況でございます。また、財源的なことになりますと家賃収入以外の主なる財源として国の社会資本整備総合交付金があるのですけれども、この採択状況につきましてもその年々の国の状況によりまして大きく変動があることから、なかなか見込みが難しいという側面もでございます。本年度の政策予算におきましては、当初の計画どおりの実施戸数がなかなか確保できない中、結果的にご提案しました実施箇所となったところでございます。よって、数値的な変動の根拠といたしましては実施可能な事業量に見合った予算措置となったところでございます。

今後につきましては、この計画自体が主に公営住宅というハード面でのストック計画に重点を置いたところがございます。先ほど触れましたけれども、公営住宅の整備に関する財源的なものというのは家賃収入以外というのを5年、10年というスパンで見越すのが非常に厳しいという側面もでございます。かといって財源の見込みがないまま計画というわけにはならないのですけれども、基本的にはこうしてまいりたいということで計画をお示ししてきたところでありますけれども、都度その年々の状況に応じて今後も適切な施工をしてまいりたいと考えておりますが、先ほど指摘もありましたとおり、住民の皆様も高齢化が進んでおりまして、特に古い団地にお住まいの住民の皆様にはご不便をおかけしているところでございますけれども、手すり設置等のバリアフリー工事につきましては今後の計画期間内におきましてもしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、最後の質疑ということになると思うのですがけれども、駅前地区整備事業について疑問点は基本的には解消されたのかと思っております。基本的にハードの面についてはこれでほぼ確定なのかと思っております。そうするとあとは運用が今後非常に重要になるかと思うのですがけれども、私は基本的にずっと疑問点があったのは、本来運用が先に立って、そこからハードウェアというのが実装されるのかという、私の保守的な考えなのかもしれませんけれども、公共施設はそういうものかという認識が最初か

らあったものですから、そういった運用面がしっかり固まってから。でも、今般の場合はハードが先にできて、今後運用面を具体的にしていこうという、ややイレギュラーなやり方かという疑問点が最初にあったものですから、その論点に従ってずっと質疑していたというわけでありますが、今後ハードはいじれないかもしれませんが、場合によっては市民の意見を聞きながら、先ほどしつこく私はトイレの話をしていますけれども、トイレは重要だと思っていますので、恐らく今後市民の間から中央公園のは使いたくないよねと、24時間開いているトイレが何でここになのかという疑問点が恐らく出てくると思いますが、それは今後運営していく中で市民の声を取り入れながら改善していくしかないのかと思っていますので、引き続きその点しっかり考えていっていただきたいということで、駅前地区整備事業については終わります。駅前地区については答弁は求めません。これで終わります。

公営住宅の部分なのですけれども、どうしても引っかかるところは、今般の判断基準として総合的な判断ということでこの事業採択を決めたのだという答弁があって、私はそこがずっと引っかかっているのです。というのは、そういった総合的な判断の枠組みというのは割と行政が判断する場合に裁量権の広いものについてよく使うパターンというのがあるのですけれども、実際こうした長寿命化計画という一種の事務的なといいますか、技術的なものというのはあまりそういった枠組みで判断しない形で淡々とやっていくものなのかという印象を持っておりまして、せいぜいずれるとしたら先ほどあったように交付金が得られなかったので、少し遅れますとかいうようなものは当然出てきますし、それで計画どおりにいかなかったから、それが駄目だと言うつもりも当然ないわけでありまして、外的な要因に左右されるものはあるわけでありまして、一方ではこの計画は何だったのかという部分にもなってくると思うのです。しっかりプログラムで考えられて、練られてというところで正直根本的な疑問があったものですから、この計画自体も議会や市民にも示されているわけですから、大幅な変更ということであれば説明責任が生じてくるのは仕方ないのかと私は思っておりますし、特にこの種のバリアフリー化については多くの団地の住民の方が望んでいる事業でありますから、そこは不公平感がないように、そこは私は説明責任を果たすべきなのかと思っております。

私が思ったのは、例えばこの地区については高齢化率が他の地域より著しく高いのだとか、そういう根拠的なものがはっきりしているのがあれば納得感が得やすいかと思うものですから、そこら辺は市民あるいは議会にもしっかり示された計画でありますし、私も何度も繰り返しになるのですけれども、必ずこのとおりにやれとは思っていません。そこは、ただこういう形でしっかり計画として示された以上、この計画の内側にはきちんとした根拠等があると思いますので、それを飛び越えて総合的な判断の枠組みで事業を決めるのだということであれば、しかるべき説明責任を今後もしっかり果たしていただきたい。できれば客観的な根拠に基づいた説明責任を事業推進に当たって示していただきたいとい



う素朴な感覚であります。最後に何か答弁したい点等があれば、この点だけ最後に、事業採択に当たって総合的な判断の枠組みを使うのはいいのですけれども、それにはきちんと客観的な判断の枠組み、裏づけをするという点について最後に答弁を伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 今回のそもそもの計画の策定内容と予算におきましてご提案申し上げたものの乖離という部分で、住民理解といいますか、対外的な説明という部分でのご指摘になろうかと思えます。結果的に計画を策定したときの思いといいますか、これだけの量をこなしたいという計画の内容に対しまして現実にはこういう状況の予算措置となっているところが現状でございます。確かにこの乖離というところにつきましては予算の提示という形でしか対外的にはお示ししていないところがございますけれども、確かに今ご指摘ありましたとおりに実際恩恵を受ける側といいますか、住民の方々にとりましては大きなことでございますので、その辺はきちんと情報発信していかなければならないのかと思えますのと、今回の予算措置をさせていただいた中で、計画とはなかなかうまく整合性が取れないのですけれども、一番大きい団地の宮川中央団地のさらに一番古い団地の西7条を中心にまずバリアフリー化に手をつけていこうといったところは、当然施工する住民の皆様には現地でお示ししたりということは考えておりますけれども、今後におきましてもそういった細かいことも含めましてきちんと住民理解も含めた中で事業を進めていきたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 （登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、議案第1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

まず、市長は市政執行方針の中で特に子育てしやすい環境づくり、子育てするなら砂川、そして子育て支援の充実ということで述べられております。私の政策とも一致する部分がたくさんございました。まず、子供の医療費の無料について高校生まで、そして学校給食費の無償化についてであります。この点におきましては、日本共産党が全国的に訴えております内容とも重なっております。そして、市独自の物価高騰対策です。私も節約家でございますけれども、節約しても物価が高くて大変だと、そして電気料の値上げ、1食減らす、冬の間は毛布にくるまっていた等の声を聞いております。まず、税、そして給食費、酪農についての予算が計上されておりました。

その中で、先ほど沢田議員の質問の中でもありましたけれども、子供の医療費の無料化について小学生から高校生まで段階的なのはなぜというお話もありました。その答弁の中で、一日でも早く、一人でも早く無料になってほしいという、そういった市長の気持ちがすごくよく分かったと私は思っております。それで、初めに8月までに受給者証を届けられる方と後日9月以降になってしまう方という答弁があったかと思うのですけれども、その点につきましては領収書を提示してもらえればお支払いしますというお答えでした。こ

ういった場合、領収書がないとお金を支払ってもらえないという状況もあると思うのですが、その点について伺いたいのと、あと他市町村や道外であれば仕方ないけれども、無料化になった場合、受給者証がなくても市内であれば大丈夫という仕組みがあった土地もあったかと思うのですが、今後市立病院や市内の病院が対応できる仕組みについてまず伺いたいと思います。

2点目につきましては、これも沢田議員から学校給食費についての質問がございました。それで、8月まで遡ってというお話があったかと思うのですが、答弁の中で年に4回集金をしているというお話があったかと思うのですが、1回目が8月からとなりますと8月の夏休み明けということになるかと思うのですが、7月の夏休み前までの分はもう支払っているという内容で理解してもよかったですでしょうか、その辺りについて何か補足がありましたら伺いたいと思います。

そして、3点目ですけれども、3歳児健診についてです。3歳児健診で視覚検査について検査機器を導入し、弱視を早期に発見できる機器ということで計上されておりますけれども、この経過についてまず伺いたいと思います。

以上3点で1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 医療費の無料化について、医療費の受給者証が小学生の所得制限がかかっている方に対するの交付が8月ではなく10月になるというご答弁を先ほど沢田議員の質疑のときにご答弁申し上げましたけれども、その理由としては、所得制限で助成対象となっていなかった方については新たに交付申請が必要なこともありまして、申請していただいて、それらの内容を精査しまして、受給者証の交付までにかかる時間が必要であること。それと、10月に受給者証を交付される方に対して、8月から9月までの間に医療機関にかかってしまった場合、領収書を添付して申請していただければその医療費については後日お返すするというお話をしました。その点については、医療費等を確認する作業もございますので、領収書を添付していただいて、確認した上でご本人にお返すするという形を取らせていただきたいと思いますと考えております。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から学校給食費の関係について、学校給食費につきましては学校の事務担当者が保護者の口座から口座引き落としという形になっておりまして、この回数については私の答弁では4回と申したということではなくて、これにつきましては年間の学校給食費の金額は決まっておりますから、そこで夏休みだとか冬休みも考慮した中で、それを年間の引き落としの中で平準化をして学校で口座から引き落としをしていることで、これは決して年4回ということではなく、例えば10回だとか11回だとかという回数になると思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 3歳児健診の視覚検査に新たな検査機器を導入する予算を計上した経過についてご答弁申し上げます。

子供の視覚機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにはほぼ完成すると言われており、視力の発達の遅れなどを早期に発見し、治療につなげていくためには3歳児健診における視覚検査が大切な機会になりますが、多くの自治体で実施されてきた家庭での絵視標による視力検査とアンケートの結果による検査では弱視などを見逃す可能性も否定できないことが専門家から指摘されているところでもあります。国では弱視の原因となる遠視、乱視などの屈折異常を短時間で検出できる屈折検査機器による検査を3歳児健診において実施することが有用であることを踏まえ、検査機器の導入に係る自治体への補助制度を令和4年度から創設したところでもあります。市では従前から実施している視力検査等に加え、屈折検査機器の導入に向けて健診医に相談しながら検討しておりましたが、今般国の補助制度を活用の上、3歳児健診における視覚検査の充実を図り、母子保健対策の強化に努めるものであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、医療費の無料化についてですけれども、小学生から高校生まで、先ほど市長の言葉の中でも経済的負担を少なくするという言葉がありました。医療費、そして学校給食費におきましても、どちらも物価高騰対策につながる一つではないかと思えます。全体に学校給食費、医療費を含めましても最短の日もちで、選挙が終わってから、4月後半から短い期間でこれまで計画されて、また先ほどのお話もありましたように医療費に関しましては重度心身障害者医療、そして乳幼児医療、ひとり親医療等たくさんの分野に関わっている問題でありますので、職員の方々も大変なご苦勞をなさって、8月に向けて、その後もなるべく早くということで、受給者証は間に合わないけれども、8月から行いたいという市長の思い、そして皆さんのご苦勞がよく分かりました。私も近隣の市町村に住んでおりましたときに、隣町が医療費が高校生まで無料というところで、隣町に引っ越そうかと思った一人です。こういった内容は今後の人口増にも値するのではないかと、まちの活性化にもつながるのではないかと考えております。

そして、給食費におきましても、そもそも給食は食育と申しますけれども、砂川市でも食育にも力を入れているということも存じております。そんな中で、教育と食育はセットでなくてはいけない。そして、差別があってはいけない。平等でなくてはいけない。保護者の方々にとってもお金の負担なく子供たちが食べることができる。そういったことにおきましては、早い期間で市長も決意なされて、市役所の職員の方々も協力して進められた事柄なのかと思っております。そして、学校におきましては、給食費については先ほども引き落としということがありましたけれども、実際に伺ったり、当市ではございませんが、教員の方に伺うところによりますと、徴収されなかった方については教員の方がご家庭に

聞いたりという話も聞いておりますので、教員の方の負担も少なくなるのではないかと思います。

先ほどの医療費の無料化についてなのですけれども、先ほど私も伝えたのですけれども、今後市立病院や、とにかく領収書がないと駄目というのは私も分かっているのです。でも、対象は8月から無料ということなのですから、何とか市内の病院だけでも無料でかかるような仕組みを今後できたら考えていただきたいという要望もお伝えしておきます。

それで、子育て支援ということで、先ほどの一番最初の沢田議員の答弁の中にもありましたけれども、ふるさと納税を使うというお話もありました。道内でも、全国的にもふるさと納税を使った子育て支援はたくさん市の町村で行われております事柄でもありますので、これから少子化で入学の人数が少ない、出生の人数も少ないといったお話もあったかと思うのですけれども、今後ぜひ取り組んでいただきたい。本当に魅力ある砂川になるのではないかと考えております。

そして、3番目につきましてですけれども、3歳児健診で実施している視覚検査について経過について先ほど伺いました。私も実際に保育士で、たくさんの子供たちを見てまいりました。特に斜視とかですと見て結構分かる場合も多いのですけれども、実際に保育士の資格を持ってたくさんの子供たちを見ていながらもかわらず、自分の子供は赤ちゃんのときから毎日見ているのに結局小学校の視力検査で初めて分かったという声も聞いております。そんな形で、3歳児で健診がまず受けられるということは非常に大切なことでもありますし、近隣の市町村でも、結構高額なものですから、2つの市町が集まって合同で購入して交代で使っているという話も聞いております。今後3歳児健診に器械が導入されることはよいことだと思っているのですけれども、これから器械を購入して3歳児健診で実施していくのではないかとと思うのですけれども、今後具体的な運用までのスケジュールというか、どういった形になるのかについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 視覚検査機器の購入に関してどのような形で実際に使っていくかという点でございますが、まず予算の議決をいただきました後に入札を7月中旬に執行しまして、納期としましては1か月以上かかるものと見込んでいるものですから、9月上旬を納期限に設定した中で、3歳児健診を9月13日に実施する予定がございますので、そのときからこの視覚検査機器による検査を導入してまいりたいと考えてございます。検査に当たりましては、保健師がこの検査器を使って、従来の絵視標や目のアンケート結果と併せまして健診医である小児科医の先生に診察時にご判断をいただくと、精密検査が必要なお子さんについては医師から保護者の方に対して眼科の受診を促すといった流れを想定してございます。なお、9月13日の時点では今年度5月、7月と3歳児健診を終えているお子さんもいらっしゃいますので、そちらで既に終えられているお子さんの保護者の方には希望される場合には9月以降の乳幼児健診において視覚検査を行うことが可能であ

る旨をお知らせしてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

#### ◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

#### ◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時34分